

第1回久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化
対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会

会議資料

令和4年6月14日

次第3 環境基本計画策定委員会の組織について

「久御山町環境基本条例」の検討及び「久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）の策定にあたっては、専門の有識者や関係する事業者、住民、関係行政機関で構成する策定委員会を設置し、内容の検討を行う。

1 策定委員会の設置

策定委員会の開催回数：令和4年度～5年度中に5～6回程度予定

策定委員会の設置：令和4年5月11日

2 策定委員会の設置要綱

久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）
策定委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第36条及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づき、久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）を策定するため、久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織及び運営）

第2条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 有識者
- (2) 各種団体の代表等
- (3) 事業者
- (4) 金融機関
- (5) 地域住民
- (6) 町職員
- (7) その他町長が適当と認める者

3 委員長は、委員の互選によって定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 職務代理者は、委員長の指名により選出され、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

（所掌事務）

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 久御山町環境基本計画の策定に関する事
- (2) 久御山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関する事
- (3) 久御山町環境基本条例の検討に関する事
- (4) 前3号に定めるもののほか、委員長が必要と認める事項

（委員会）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業・環境政策課において行う。

(その他)

第6条 委員会の設置期間は、計画案の作成までとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

次第4 報告事項（1）本町におけるこれまでの取組について

年月	町の計画、条例、事業等	内容
S 29. 10	久御山町誕生（人口 6,588 人、1,235 世帯）	
S 43. 7	可燃ごみ、不燃ごみの収集開始	
S 48. 3	久御山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定	本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に制定。
S 61. 7	新しい歴史に向かって走ろう久御山町町民運動推進協議会の発足	「豊かな心づくり推進協議会」として現在まで事業運営を継続。 緑のカーテン用にキュウリやゴーヤなどの苗を配布するほか、「さわやかクリーンキャンペーン」や「花いっぱい運動」、環境美化ボランティアへの支援など緑化推進や環境活動に関する町民運動の推進を実施。
H 3. 12	久御山町生活排水処理基本計画策定	水質汚濁の要因となっている生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等により発生する排水）の適正な処理を進めるために策定。
H 7. 3	久御山町ごみ処理基本計画策定	長期的・計画的なごみ処理の基本方針を策定。
H 8. 9	久御山町分別収集計画（第1期）策定	
H 11. 7	久御山町分別収集計画（第2期）策定	
H 14. 3	久御山セービング〈節約〉プラン（久御山町地球温暖化対策実行計画）策定	第1期計画策定。 本町の行政組織及び役場庁舎、その他関連施設等の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。
H 14. 7	久御山町分別収集計画（第3期）策定	
H 15. 4	久御山町循環型社会推進委員会設置	現在も事業運営を継続。 「廃食用油回収事業実施の提言」や「ゴミ袋の指定化導入時の提言」など循環型社会の推進に向けた提言をいただく。 ・廃食用油回収事業⇒H18. 7 事業開始 ・ゴミ袋の指定化導入⇒H24. 12 事業開始
H 17. 6	久御山町分別収集計画（第4期）策定	
H 18. 11	久御山町役場環境宣言制定	平成 18 年 11 月 1 日に「環境宣言」を行い、「環境にやさしい役場」を目指して継続的に環境マネジメント活動に取り組む。

H19. 2	久御山セービング〈節約〉プラン(久御山町地球温暖化対策実行計画)第2期計画策定	第2期計画策定。
H19. 6	久御山町生活排水処理基本計画改訂 久御山町分別収集計画(第5期)策定	
H21. 3	ごみ処理基本計画策定	
H22. 7	久御山町分別収集計画(第6期)策定	
H24. 3	久御山セービング〈節約〉プラン(久御山町地球温暖化対策実行計画)第3期計画策定	第3期計画策定。
H25. 2	久御山町生活排水処理基本計画改訂	
H25. 6	久御山町分別収集計画(第7期)策定	
H26. 4	ごみ処理基本計画改訂	
H29. 3	久御山セービング〈節約〉プラン(久御山町地球温暖化対策実行計画)第4期計画策定 ごみ処理基本計画改訂	第4期計画策定。
H31. 3	久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の制定(久御山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正)	条例の全部改正。 廃棄物の排出抑制、循環的な利用の促進及び適正な処理のために必要な事項を定めた条例。
R 3. 4	久御山町第2次ごみ処理基本計画策定	
R 3. 10	食品ロス削減推進事業(フードドライブ)の実施	家庭で消費しきれない食品等を回収し、地域の福祉団体や施設等に寄付する活動で「食品ロス削減」につながる取組。
R 4. 3	久御山クールドミノ戦略(久御山町地球温暖化対策実行計画「事務事業編」)第5期計画策定	第5期計画策定。 これまでは、節約や抑制という概念で「久御山セービングプラン」をキャッチフレーズとして取り組んできたが、第5期計画からは、国民運動の「クールチョイス」と国に掲げる「脱炭素ドミノ」を融合し、賢い選択で広がりや発展を目指し取り組んでいくという意味で「久御山クールドミノ戦略」にキャッチフレーズを一新。

※その他、「久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入補助事業」や「久御山町再生資源集団回収補助事業」(古紙回収)などの補助事業を展開。

(2) 本町におけるこれからのまちづくり施策について

(1) みなくるタウン整備事業

久御山町東部（市田・林・佐古地区）における新たな産業用地と住宅用地の創出を目的とした面整備事業を平成29年から展開。

特に新たな住宅用地として、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅の促進など環境政策との連携を見据える。

(2) 歩くまち「くみやま」推進事業

高齢者をはじめ、全ての住民が「歩く」ことが健康的なライフスタイルにつながり、歩くことを通して人との出会いを生む仕組みづくりを構築することを目的として、『歩くまち「くみやま」推進事業』に取り組んでいる。

「歩く文化」の定着により、「豊かな自然との触れあい」や「自家用車等の利用抑制」など環境負荷の低減につながる環境政策との連携を見据える。

(3) 全世代・全員活躍まちづくりセンター整備事業

耐震診断の結果や建物老朽化の問題から閉館した久御山中央公民館の今後のあり方を検討するため、「久御山中央公民館あり方検討委員会」を設置し、検討を実施。

本町では人口減少社会に突入し、コミュニティの希薄化が懸念される中で、あらゆる世代の住民が「居場所」と「役割」をもってつながり、交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、全ての世代が活躍できる久御山モデルの「地域共生社会」を実現することを基本理念とした「全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』構想～夢いっぱいコンパクトタウンくみやま CCAC 構想～」を令和2年3月に策定。

その構想の中核となるセンター施設として、社会教育・生涯学習拠点に機能拡張した、「まちづくりセンター」を整備することを目的に事業を進める。

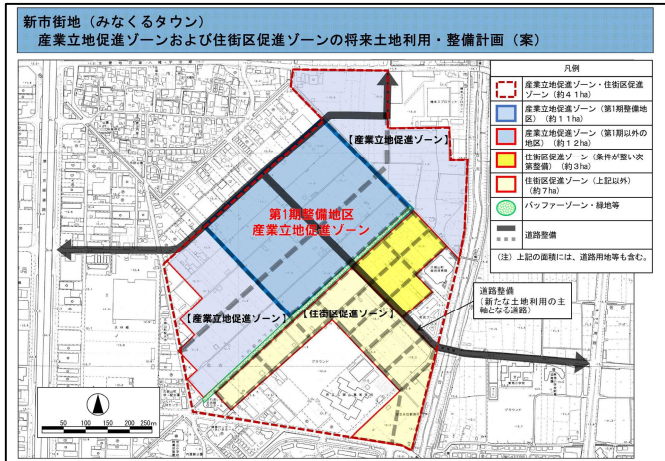
まちづくりセンターの整備にあたっては、施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化など環境政策との連携を見据える。

(4) 「まちなにわ構想」に基づく久御山中央公園・まちの駅クロスピアくみやま再整備

「久御山中央公園」と「まちの駅クロスピアくみやま」を再整備することで、久御山町の強みである資源の「農業」と「工業」そして「住民」を「食」をテーマに結ぶ拠点施設とし、官民連携の取組でまちの魅力向上を目指す「まちなにわ構想」を策定し、事業を推進している。

久御山中央公園のリニューアルによる緑豊かな公園緑地やグリーンインフラの整備、まちの駅クロスピアくみやまの ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）化など環境政策との連携を見据える。

【参考】みなくるタウン整備事業土地利用計画案



【参考】歩くまち「くみやま」推進事業計画

久御山町

歩くまち「くみやま」推進事業計画

All Life Up Kuniyama Original 『くみやまALUKO』

“すべてのライフステージを向上させる、久御山町オリジナルの事業”

行政と住民が一緒になって進めよう

全世代が「歩く」ことを一つのテーマとした健康長寿のまちづくり

令和4年3月
久御山町

【参考】全世代・全員活躍まちづくりセンター整備事業 イメージ図



【参考】まちのにわ構想 概要抜粋

提案内容

住×農×工の久御山“まちのにわ”構想とは

中央公園やクロスピアを活用して、「食」戦略に基づいた住×農×工の交流を促すためのビジョンです。

住 憩いと食が楽しめる魅力的な住環境づくり

久御山町総合戦略（H28）に基づき、農 農業を知り、学び、体験できる環境づくりを図ります。

工 地産地食による健康な就業環境づくり



次第5 協議事項

(1) 環境基本条例の制定及び環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）の策定について

本町における環境政策の大きな取組として、今年度に「久御山町環境基本条例」の制定及び「久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）」の策定を行う。

●久御山町環境基本条例の制定について

環境基本条例は地方公共団体が環境の保全に関する基本的事項を定めた条例である。

本町における緑豊かな良好な環境を適切に保全していくために住民・事業者・行政等が環境について果たすべき責務や環境の保全を行うにあたっての基本理念、基本方針等を示すものである。

つまり本町における環境政策の方向性を明確化するために制定が必要となっている。

環境基本条例＝本町の環境政策の基本理念、方針を示すもの

●久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）の策定について

国で環境基本法が制定され、環境基本計画が閣議決定されたことを受けて、各自治体でも地域の特性を活かしたより具体的な環境の保全及び創造に関する計画を策定する動きが広まっている。

その中で、**環境基本計画**は、環境と調和する持続可能な社会の実現のため、環境の現状と環境政策の展開方向、計画の効果的な実施等を定めるもので、**本町における環境政策のマスタープラン**となるものである。

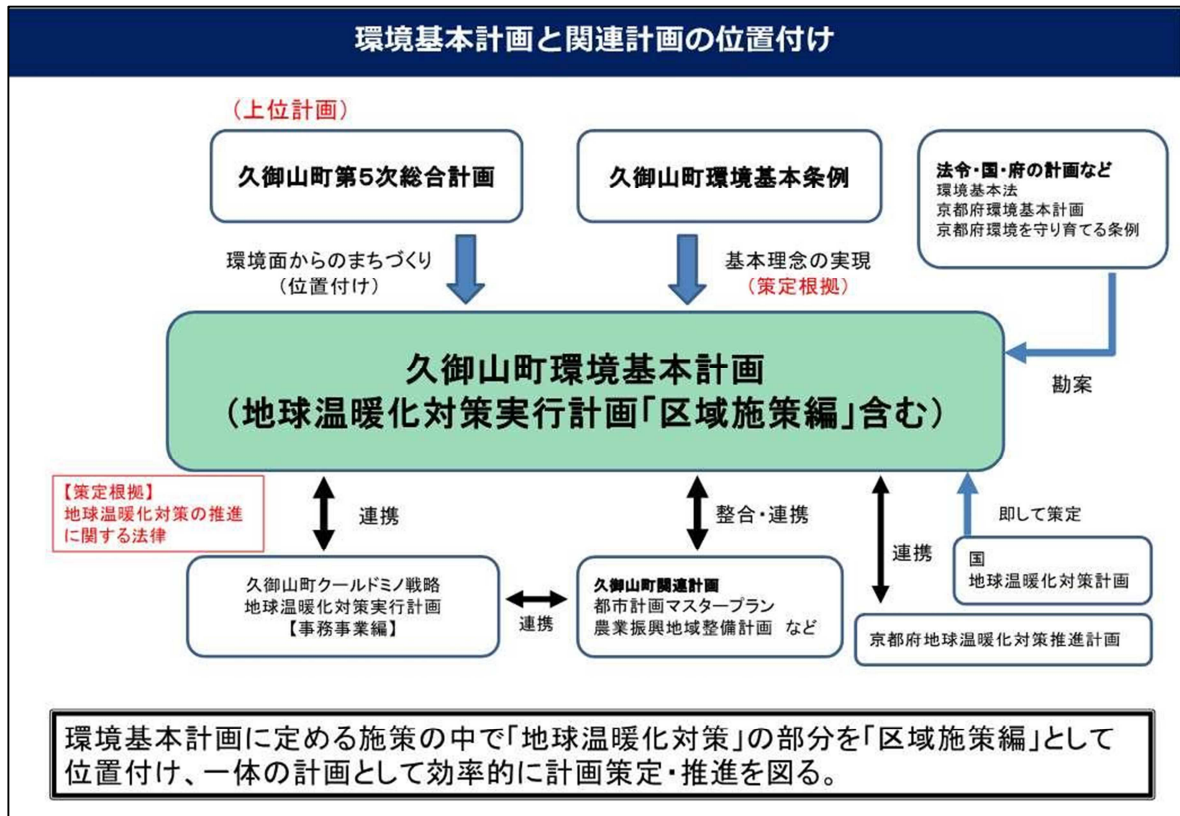
また、**地球温暖化対策実行計画「区域施策編」**は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国の示した「2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現」を達成するため、様々な分野で積極的な環境対策・施策を推進するための**具体的な実行計画**となっている。

環境基本計画＝本町における環境政策のマスタープラン

地球温暖化対策実行計画「区域施策編」＝脱炭素社会の実現に向けた実行計画

2つの計画は関連内容や重複部分も多いため、**環境基本計画に「区域施策編」を包含し、一体的な計画として策定する。**

計画の体系図



(2) 環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」 含む）の策定に関する業者選定について

本計画は、本町における環境政策マスタープランとして多様な分野の環境基本方針を設定するとともに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含し、温室効果ガスの総量削減目標を達成するための実効性の高い計画とする必要があることから専門的な知識や情報、豊富な計画策定経験を有する民間事業者の提案を募る公募型プロポーザル方式で委託事業者を選定する。

●公募型プロポーザルの実施期間（予定）

令和4年7月上旬～8月下旬を予定

●委託事業者の選定の流れ

- 1 事業者の提案書を審査する「**提案書審査委員会**」の設立
- 2 提案内容に関する仕様書の作成
- 3 提案事業者の募集公告
- 4 提案書審査委員会による提案書の審査、プレゼンテーションの実施
- 5 委託事業者の特定

●計画骨子（案）

第1章 環境基本計画の概要

- 1 環境基本計画の趣旨
- 2 国、京都府の環境政策の動向（地球温暖化、循環・廃棄物など）
- 3 久御山町の地域特性の現状と課題
 - （1）自然環境（地形、土地利用、気象、水質、大気、生態系など）
 - （2）社会・経済環境の状況（人口、世帯構成、農・工・商業など）
 - （3）生活環境（上下水道、廃棄物、交通、エネルギーなど）
- 4 久御山町のこれまでの取組

第2章 計画の基本方針

- 1 久御山町環境基本計画の基本的事項
 - （1）計画策定の背景
 - （2）計画の位置付け
 - （3）計画期間
 - （4）計画の対象（地球環境、自然環境、生活環境、社会環境など）
 - （5）計画の推進主体（住民、事業者、行政など）
- 2 目指すべき将来像

第3章 施策の推進・展開

「区域施策編」部分

- 1 地球環境（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」）
 - （1）温室効果ガスの現況分析、将来推計
 - （2）温室効果ガス排出量の削減目標
 - （3）温室効果ガス排出量削減の施策
 - （4）温室効果ガス排出量削減に関する推進体制、推進シナリオ

※「区域施策編」には気候変動適応策も加味して策定
- 2 自然環境（水環境、農業推進、生態系保全など）
- 3 生活環境（公害対策、ごみ処理、リサイクル推進、食品ロス、エネルギーなど）
- 4 社会環境（環境教育・啓発、住民・事業者協働）

第4章 計画の進行管理

- 1 計画の推進と進行管理
- 2 数値目標

第5章 資料編

(3) 環境基本条例の制定、計画策定のスケジュールについて

全体スケジュール (案)																	
業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
<環境基本条例> 条例案検討			→										施行				
計画策定委員会の開催			●①				●③										
条例骨子案パブコメ							→			上程							
<基本計画・区域施策編> 計画選定・計画策定委員会設置	→	→															施行
委員選任	→	→															
プロポーザル実施				→	→												
計画検討			→														
計画策定委員会の開催					●②						●④			●⑤			●⑥
計画素案パブコメ										→							

※別途、業者選定委員会の開催 8月

策定委員会・制定会議の内容

- ① 6月 条例骨子案についての概要説明、計画策定についての検討内容やスケジュール等の概要説明、プロボ実施概要
- ② 8月 条例(案)についての検討、計画策定業者の決定、計画(素案)の検討について
- ③ 10月 条例(案)について、パブコメ結果等、計画(素案)の検討やアンケート内容について
- ④ 2月 条例報告、計画(案)の検討、アンケート結果やパブコメ結果について
- ⑤ 5月 計画(案)について
- ⑥ 7月 計画承認

(4) 環境基本条例の構成について

1 条例について

条例とは、**憲法第94条の規定を受けた地方自治法第14条及び第16条の規定により、法令に反しない限りにおいて、その事務に関し、議会の議決を経て制定する地方公共団体の長が公布する法規をいう。**

なお、環境基本条例を制定する上での関係根拠法令は「**環境基本法**」となっている。以下は関連法令を抜粋。

日本国憲法

<p>○日本国憲法</p> <p>第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>

地方自治法

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(昭二二法一六九・全改、平三法三一・平一一法八七・一部改正)

第十六条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。

③ 条例は、条例に特別の定めがあるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

《環境基本法抜粋》

○環境基本法

(平成五年十一月十九日)

(法律第九十一号)

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

2 久御山町環境基本条例の内容について

環境基本条例に定める各条文の規定内容の骨子は以下のとおり。

なお、条例は根拠法令である「環境基本法」に準拠し作成。

前文

【内容】

前文は「条文の前におかれ、その条例の趣旨、目的等を述べた文章」となっている。

内容としては、本町における歴史と文化の変遷を記載するとともに、本条例を制定する目的を記載。

第1条（目的）

【内容】

環境基本法第1条の「目的」に準拠し、条例制定の目的を規定。

第2条（定義）

【内容】

本条例における用語の意義を規定。

「事業者」、「町民」、「環境への負荷」、「地球環境の保全」、「公害」、「再生可能エネルギー」、「循環型社会」など。

第3条（基本理念）

【内容】

環境基本法第3条～第5条に準拠し、本町における良好な環境の保全等に関する基本理念（基本的な考え方）を規定。

環境基本法第3条（環境の恵沢の享受と継承等）

環境基本法第4条（環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築等）

環境基本法第5条（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）

第4条（町の責務）、第5条（事業者の責務）、第6条（町民等の責務）

第7条（町、事業者及び町民等の協働）

【内容】

環境基本法第7条～第9条に準拠し、町・事業者・町民等の責務を規定。また、各主体は条例に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働して環境保全等に関する施策及び活動の推進に努めることを規定。

環境基本法第7条（地方公共団体の責務）

⇒基本理念にのっとり、環境保全に関する国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

環境基本法第8条（事業者の責務）

⇒基本理念にのっとり、事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

環境基本法第9条（国民の責務）

⇒基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

第8条（施策の基本方針）

【内容】

環境基本法第14条（施策の策定等に係る指針）に準拠するとともに、基本理念にのっとり本町の環境施策を講じていくうえでの基本となる考え方（基本方針）を規定。

第9条（環境基本計画）

【内容】

環境基本法第15条（環境基本計画）に準拠し、本町における環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「環境基本計画」を定めることを規定。

※環境基本計画は今年度（R4年度）から来年度（R5年度）にかけて2ヶ年で計画策定を予定。条例案の検討と並行して進めることで整合性を図る。

第10条（環境基本計画と他の施策との整合）

【内容】

本町は施策を策定し、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図ることを規定。

第11条（環境状況等の公表）

【内容】

環境基本法第12条（年次報告等）に準拠し、町の環境の状況や環境基本計画により実施された施策等の状況を公表することを規定。

第12条（規制措置）

【内容】

環境基本法第21条（環境の保全上の支障を防止するための規制）に準拠し、町は公害の原因となる行為や自然環境の適正な保全に支障を及ぼす恐れのある行為について、必要な規制の措置を講じるよう努めることを規定。

第 13 条(財政上の措置)

【内容】

環境基本法第 22 条（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）に準拠し、町は環境の保全等に関する施策の推進及び環境の保全上の支障を防止するために必要な財政上の措置を講じるよう努めることを規定。

第 14 条（公共的施設の整備）

【内容】

環境基本法第 23 条（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）に準拠し、町は公園、緑地その他の公共的施設の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるよう努めることを規定。

第 15 条（自然環境の保全）

【内容】

町は生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が保全されるために必要な措置を講じるよう努めることを規定。

第 16 条（資源の循環的な利用等の促進）

【内容】

環境基本法第 24 条（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）に準拠し、資源の節減及び循環的な利用、エネルギーの節減及び有効的利用並びに廃棄物の減量を図るために必要な措置を講じることを規定。

あわせて、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講じることを規定。

第 17 条（環境の保全等に関する教育及び学習等）

【内容】

環境基本法第 25 条（環境の保全に関する教育、学習等）に準拠し、町は町民及び事業者が環境全般についての関心と理解を深め、環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講じることを規定。

第 18 条（町民及び事業者等の自発的な活動の促進）

【内容】

環境基本法第 26 条（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）に準拠し、町は住民や事業者等による自発的な緑化活動、リサイクル推進活動など環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講じることを規定。

第 19 条 (監視体制等の整備)

【内容】

環境基本法第 29 条 (監視等の体制の整備) に準拠し、町は環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めることを規定。

第 20 条 (地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

【内容】

町は地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及び再生可能エネルギーの導入に関する施策を積極的に推進することを規定。

第 21 条 (環境審議会)、第 22 条 (審議会の組織)、第 23 条 (会長)、第 24 条 (議事)、 第 25 条 (庶務)、第 26 条 (委任)

【内容】

環境基本法第 44 条 (市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関) に基づき、町は区域における環境の保全等に関する基本的事項その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、当該事項について町長に対し、意見を述べるため、環境保全等に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会を置くことを規定。

- ・ 第 21 条 (環境審議会) ⇒ 環境審議会設置の趣旨を規定
- ・ 第 22 条 (審議会の組織) ⇒ 環境審議会の委員構成、任期等を規定
- ・ 第 23 条 (会長) ⇒ 環境審議会の会長に関する事項を規定
- ・ 第 24 条 (議事) ⇒ 環境審議会の議事に関する事項を規定
- ・ 第 25 条 (庶務) ⇒ 環境審議会の事務処理、庶務に関する事項を規定
- ・ 第 26 条 (委任) ⇒ 条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は町長が定めることを規定。